明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千八百六十万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年一月二十三日

掲載頁　六十四頁（号外第十三号）

平成三十年一月二十九日

神戸市中央区港島南町五丁目二番四

株式会社オフテクス

代表取締役　米田　穣

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年二月十三日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年一月二十九日

東京都港区赤坂九丁目七番一号

株式会社ｂｉｔＦｌｙｅｒ

代表取締役　加納　裕三

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年二月十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成三十年三月下旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年一月二十九日

愛知県豊田市鴻ノ巣町二丁目二六番地

株式会社ＦＴＳ

代表取締役　落合　宏行

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年二月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年一月二十九日

横浜市神奈川区鶴屋町三丁目三二番一三号

第二安田ビル　株式会社ビッグバレー

代表取締役　高橋　尚

株式併合につき通知公告

当社は株式五十株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成三十年二月十九日であり、同日における発行可能株式総数は六万株となります。

平成三十年一月二十九日

東京都渋谷区広尾五丁目六番六号

株式会社ポピンズホールディングス

代表取締役　輿　紀子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である韓盛根が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年一月二十九日

東京都新宿区西新宿一丁目二〇番三号西新宿高木ビル八Ｆ

株式会社Ｍｏｃｏｐｌｅｘ

日本における代表者　韓　盛根

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である具佐知子及び金永玟が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年一月二十九日

大阪市東住吉区桑津二丁目一一番二四号

サンシティ桑津Ⅲ二〇二号

株式会社PISHONTECHNOLOGY

日本における代表者　具　佐知子

日本における代表者　金　永玟

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市南区大岡四丁目一四四八番地七、最後の住所千葉県浦安市今川二丁目一三番一〇号コミュニケア24浦安いまがわ館

被相続人　亡　佐藤　進平

右被相続人は平成二十九年十一月二十六日死亡し、その相続人は平成三十年一月十九日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

東京都国立市富士見台二丁目四六番地二―八―三〇三

限定承認者　渡辺由美子

限定承認公告

本籍岐阜県大垣市上石津町打上四六九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　藤元　伸宏

右被相続人は平成二十九年七月二日死亡し、その相続人は平成三十年一月十七日岐阜家庭裁判所大垣支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

愛知県名古屋市西区比良二丁目一六〇番地一

相続財産管理人　藤元　努

限定承認公告

本籍京都府京都市中京区西ノ京池ノ内町七番地、最後の住所京都府京都市伏見区小栗栖森ケ渕町二番地一―二〇一号

被相続人　亡　荒田　恭子

右被相続人は平成二十九年九月五日死亡し、その相続人は平成三十年一月十五日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

奈良県天理市田井庄町三〇九―一一

相続財産管理人　荒田　勝美

限定承認公告

本籍韓国、最後の住所沖縄県那覇市おもろまち三丁目五番二四―三〇一号トゥエルヴガーデンディア

被相続人　亡　諸葛　清煥

右被相続人は平成二十九年七月六日死亡し、その相続人は平成三十年一月十七日那覇家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

沖縄県那覇市繁多川一丁目一九番二七号

フェリス・ブリッサ四〇二

相続財産管理人　諸葛　寛子

投資主総会開催公告

本投資法人は、平成三十年三月三十日に投資主総会を開催いたします。規約第十七条第一項の規定に従い、平成二十九年十二月三十一日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において議決権を行使できる投資主といたします。

平成三十年一月二十九日

東京都中央区八丁堀二丁目六番一号

ニッセイプライベートリート投資法人

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成三十年一月一日厚生労働大臣より解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月二十九日

大阪府吹田市西御旅町五番八号

日本触媒企業年金基金

清算人　樋上　敏明

正誤

平成二十九年十二月二十七日（号外第二百八十二号）公布文部科学省令第四十二号（学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一〇二ページ下段九行目の次に次のように加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

ページ	段	行	誤	正
八上	一～三		日本維新の会大阪府泉大津市、阪府泉大津市及泉北郡忠岡町支部	日本維新の会大阪府泉大津市及泉北郡忠岡町支部
二四三		終りから一四	平成29年1月16日	平成30年1月16日

平成二十九年十一月二十七日（号外第二百七十七号）総務省告示第四百七号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件）

（印刷誤り）

平成三十年一月二十六日掲載の奈良地方裁判所葛城支部に係る平成二十九年（再イ）第二九号小規模個人再生による再生計画認可中

（印刷誤り）

二四三	終りから一四	平成29年1月16日	平成30年1月16日

平成二十九年十一月九日掲載の岡山家庭裁判所に係る平成二十九年（家）第三〇一五三号相続財産管理人の選任中

（原稿誤り）

一二	四	二二	二三
〃	〃	二三	二二

◉号外　一月二十九日付第一七号九　六ページ●同日付政府調達第一七号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）
印刷所　静岡市駿波
製本所　静岡市駿波